

## 標準見積書案の活用の進め方

## 1. 業界全体での取組

## (1) 標準見積書案の登録及び社会保険未加入対策推進協議会における申合せ

- ・ 第2回「社会保険未加入対策推進協議会」(10/31)において専門工事業団体が作成した標準見積書案を登録するとともに、その活用について、以下の事項を申合せ。
  - ・ 法定福利費を内訳明示することの意義や効果
  - ・ 事務局に提出された標準見積書を活用した法定福利費明示の推進
  - ・ 標準見積書の尊重
  - ・ 発注者、元請、下請共に法定福利費の確保に向け努力 等

## (2) 社会保険未加入対策推進協議会WGにおける検討

社会保険未加入対策推進協議会WGを活用して、実際に標準見積書を活用する中で発生する課題についての対応方針を意見交換する。意見交換に当たっては、どうすれば標準見積書を活用しやすくなるかという観点から議論する。

- ・ 各団体や国交省において把握した情報・課題を整理し、WGメンバーにおいて意見交換。
- ・ 意見交換の結果は、国土交通省HPで公表。
- ・ 併せて、意見交換の結果について、団体内部で対応方針を検討し、標準見積書の改善に取り組むとともに、結果を団体のHPで公表。

## (3) 「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」の改訂

「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」(平成5年申合せ)について年度内を目安として改訂を行い、標準的な見積費目に法定福利費を明示する、標準見積書の使用を前提とした見積もりを行う等の趣旨を盛り込む。

## 2. 専門工事業団体における取組

専門工事業団体は、標準見積書を活用した法定福利費の確保に向け、次の取組を行う。

## ①傘下企業への周知徹底

傘下企業に対し、標準見積書を活用し、法定福利費を内訳明示した見積を行うよう、講習会等を実施するなどして計画的に周知徹底する。

## ②総合工事業団体への働きかけ

総合工事業団体に対し、法定福利費を内訳明示した見積を行うに当たり、標準見積書を活用するとともに、必要な経費を確保するよう要請する。

## ③標準見積書の活用に関する情報収集体制の整備

実際に標準見積書を活用する中で発生する情報・課題を収集し、会員等からの相談に応じるために必要な仕組みを構築するとともに、課題への対応を検討するため

に必要な体制を整備する。

#### ④標準見積書の改善

標準見積書を活用する過程で発生する課題について情報を収集・取りまとめを行い、必要に応じ標準見積書を改善する。

### 3. 総合工事業団体における取組

総合工事業団体は、標準見積書を活用した法定福利費の確保に向け、次の取組を行う。

#### ①民間発注者への働きかけ

民間発注者団体に対し、法定福利費を含む適正な金額による見積の実施・請負契約の締結など、法定福利費を確保するよう働きかける。

#### ②傘下企業への周知徹底

傘下企業に対し、専門工事業者が作成する標準見積書を用いた見積もりを行うよう周知徹底する（傘下企業が元下間用見積時に使用する定型書式を有する場合は、当該定型書式に下請企業が法定福利費を記入する欄を追加する等）。

#### ③専門工事業団体への働きかけ

専門工事業団体に対し、②の参加企業への周知徹底を行った旨を情報提供する。

#### ④取組方針の明示

専門工事業者の標準見積書を用いた見積もりを進めるための具体的取組の方針を定める。

#### ⑤標準見積書の活用に関する情報収集体制の整備

団体内部に必要な体制を整備し、標準見積書を活用する過程で生じる情報を収集し、課題への対応を行う。

#### ⑥標準見積書の改善に係る協力

標準見積書を活用する中で発生する課題についての対応方針を、WGの場を活用して専門工事業団体との間で協議する。

### 4. 国土交通省における取組

#### (1) 総合工事業団体に対する国土交通省からの要請

上記の取組が円滑に進むよう、国土交通省から総合工事業団体に対して強く働きかけを行う。

①総合工事業団体からその傘下企業に対し、専門工事業者が作成する標準見積書を用いた見積もりを行うよう周知徹底すること（傘下企業が元下間用見積時に使用する定型書式を有する場合は、当該定型書式に下請企業が法定福利費を記入する欄を追加すべき等）

②総合工事業団体から専門工事業団体に対し、上記①について傘下企業に周知徹底を行った旨を情報提供すること

③専門工事業者の標準見積書を用いた見積もりを進めるための具体的取組の方針を定めること

④団体内部に必要な体制を整備し、標準見積書を活用する過程で生じる情報を収集し、課題への対応を行うこと

## (2) 専門工事業団体に対する国からの要請

上記の取組が円滑に進むよう、国土交通省から専門工事業団体に対して働きかけを行う。

- ①専門工事業団体からその傘下企業に対し、標準見積書を活用し、法定福利費を内訳明示した見積を行うよう、講習会等を実施するなどして計画的に周知徹底すること
- ②専門工事業団体から総合工事業団体に対し、法定福利費を内訳明示した見積を行うに当たり、標準見積書を活用するとともに、必要な経費を確保するよう要請すること
- ③専門工事業団体において、実際に標準見積書を活用する中で発生する情報・課題を収集し、会員等からの相談に応じるために必要な仕組みを構築するとともに、課題への対応を検討するために必要な体制を整備すること
- ④専門工事業団体において、標準見積書を活用する過程で発生する課題について情報を収集・取りまとめを行い、然るべき検討の場を活用して、必要に応じ標準見積書を改善すること

## 5. 情報収集体制の強化

「法定福利費を明示した見積書の使用を理由なく断られた」「見積書も無いのに法定福利費を要求された」「法定福利費を不当に減額された」「指名停止などいわれのない扱いを受けた」といった法定福利費や標準見積書の取り扱いについての相談に係る情報について収集・集約を行う。

- ①総合工事業団体、専門工事業団体等において情報を収集し、取りまとめた情報を国交省に報告する。国交省において情報を集約し、WGにおける意見交換等に反映する。
- ②各地方整備局等における「建設業法令遵守推進本部」や建設業振興基金の相談窓口等において情報を収集・集約する。

## 6. 活用のスケジュール

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成24年10月31日 | ・標準見積書案の登録                                    |
| 〃 11月 1日～   | ・標準見積書の活用開始                                   |
| (以後、速やかに実施) | ・団体における活用状況の集約、標準見積書案の改善                      |
|             | ・団体における標準見積書案の改善に係る検討                         |
|             | ・総合工事業団体、専門工事業団体に対する国からの要請                    |
|             | ・「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」改訂 |

(参考1)

## 建設生産システム合理化推進協議会について

### ○協議会の目的

「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、建設業者団体が主体となって、総合工事業者と専門工事業者間の具体的な基準、ルールづくり等を行うことを目的とする。

### ○協議会の構成員

- ・建設業者団体（17団体）（総合工事業者団体6団体、専門工事業者団体11団体）
- ・有識者等（4名）
- ・国土交通省

### ○これまでの経緯（活動実績）

平成3年8月 協議会の設立

平成3年度

「建設業における4週6休制の推進について」（平成4年2月申合せ）  
（協議会での検討の他、「時短検討WG」も併せて開催。）

平成4年度

「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年3月申合せ）  
（「契約締結適正化専門委員会」において素案を作成。素案について協議会で検討、申合せ）

平成5年度

「建設技能労働者の教育・訓練の充実について」（平成6年3月申合せ）  
（「教育・訓練専門委員会」において素案を作成。素案について協議会で検討、申合せ）

「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」（平成6年3月）  
（「契約締結適正化専門委員会」において素案を作成。素案について協議会で検討、申合せ）

平成6年度

「建設生産システム合理化推進協議会の申合せ事項に関するアンケート調査報告書」

平成8年度

「週40時間労働制移行に向けての建設業界が取り組むべき行動計画」（平成9年2月申合せ）  
（「時短専門委員会」において推進策を検討。協議会で申合せ）

平成9年度

週40時間労働制移行に伴う地方システム協議会統一アンケート調査

平成13年度

「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について（―「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成―）」  
（以後、平成14年度、平成15年度、平成18年度、平成22年度に工種追加）

---

(参考2)

「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」について

○背景

総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の実態は、多種多様なものとなっており、本来、書面によるべき重要な情報伝達が口頭で行われている場合がおおいこと、工事の着手が契約より先行している場合は有ること等、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれの立場で多くの問題点を抱えている。

また、工事金額の折衝において、見積費目の重要性と双方対等の立場での協議の必要性が指摘されているところ。

○趣旨

こうした実態を踏まえ、工事の着手前に適正な契約が締結されることを前提に、

- ・契約締結に至るまでの適正な手順
- ・総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申し合わせたもの。

○策定経緯

「契約締結適正化専門委員会」において素案を作成。素案について協議会で検討し、平成5年3月に申合せ。

---

(参考3)

「施工条件・範囲リスト」について

「施工条件・範囲リスト」は、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年 建設省経構発第2号）に定められた適正な契約の締結の趣旨を具体化し、これを推進するためには、工事見積条件の明確化を図ることが重要であり、特に見積時点における価格を決定する事項について書面により明確化する観点から、契約締結適正化専門委員会において素案を作成し、標準モデルとして建設生産システム合理化推進協議会において申し合わせたもの。